



2020年1月9日

## [声明]桜を見る会名簿の行政文書管理簿・廃棄簿未登録は、違法な名簿の廃棄を意味している

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木 由希子

2019年12月30日の毎日新聞の報道により2013～2017年度分の桜を見る会の招待者名簿は廃棄とされているものの、廃棄簿に記録がないことが明らかになり、内閣官房長官は2020年1月6日の会見でその事実を認めました。同9日、同会見で官房長官は招待者名簿が行政文書ファイル管理簿にも登録がされてなかったことを認めました。

これらについて、官房長官は会見で廃棄簿の未登録は行政文書管理ガイドライン、行政文書ファイル管理簿への未登録は内閣府行政文書管理規則に反しているとそれぞれ認めています。いずれも大きな問題ですが、これらが意味する問題はそれだけではなく公文書管理法そのものの根幹にかかわる問題を示しています。

### ファイル管理簿未登録は明かに公文書管理法違反であること

まず、行政文書ファイル管理簿に登録されていないということは、内閣府行政文書管理規則違反ではなく、公文書管理法7条1項及び2項に違反しています。法は行政文書ファイル等について、1年以上の保存期間のものについては、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了時の廃棄・移管の別などを行政文書ファイル管理簿に記載するとともに、公表を義務付けています。したがって、ファイル管理簿に桜を見る会の招待者名簿を含む行政文書ファイル等が登録されていなかったということは、内閣官房長官認める内閣府行政文書管理規則への違反ではなく、明らかに公文書管理法に違反しています。

### 廃棄手続を行わずに招待者名簿が違法に廃棄されていたと言えること

管理簿は行政機関内部での行政文書ファイル等の管理を適切に行うために不可欠なものであり、この情報に加えて参考情報を付加したものをもとに、保存期間満了時の行政文書ファイル等の廃棄審査も行われています。公文書管理法8条2項は、行政文書ファイル等の廃棄については例外なく、一大臣としての内閣総理大臣への協議・同意を義務付けています。実際の運用としては、内閣府公文書管理課との協議・同意が必要で、この手続なしに廃棄することができない仕組みになっています。また、廃棄・移管を行った場合は移管・廃棄簿への登録が義務付けられています（各行政機関規則）。この

一連の手続を担保しているのが、一元的文書管理システムです。

行政文書ファイル等の書誌情報は一元的文書管理システムに登録することとされており、この書誌情報から公表されている行政文書ファイル管理簿が作成され、廃棄審査はこの一元的文書管理システムを利用して行うこととされています（「公文書等の管理に関する法律のもとづく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成 23 年 4 月 1 日 内閣府大臣官房公文書管理課長決定（平成 28 年 11 月 15 日改正））。

具体的には、保存期間が満了して廃棄審査の対象となる行政文書ファイル等は、各行政機関が一元的文書管理システムを利用して内閣府への協議を行うとされています。内閣府の廃棄同意が得られなければ、一元的文書管理システム上からファイル等の情報を削除できず、内閣府同意後に廃棄確定処理を行うことによって、ファイル等情報が管理簿から自動的に削除され、移管・廃棄簿に廃棄日が自動的に反映されるものとなります（前掲課長決定）。

したがって、管理簿及び移管・廃棄簿に桜を見る会招待者名簿に関する記録がないということは、廃棄審査を経ずに違法に名簿を廃棄したことを意味しています。公文書管理法 8 条 2 項にも違反した違法行為であると言わざるを得ません。

## **管理簿未登録から推測されること、明らかにされるべきこと**

9 日の官房長官会見では、内閣府に文書管理の徹底を指示するとしていますが、管理簿未登録問題は「管理の徹底」というレベルの問題で済むのかは極めて疑問です。

### **(1) 招待者名簿が毎年度未登録なのかという問題**

2013～2017 年度の桜を見る会招待者名簿のみ管理簿等に未登録であるのか否かという問題があります。内閣府人事課において多くの 1 年以上の保存期間の行政文書ファイル等が管理簿に未登録ということだと、相当にずさんな文書管理の実態があるということになり、組織的に大きな問題です。官房長官のいう「文書管理の徹底」が必要ということになります。一方、招待者名簿だけ各年度いずれも登録がないということであれば、なぜ、桜を見る会招待者名簿だけ毎年度未登録だったのかが問われるべきです。この場合は、ずさんな文書管理という問題でもなく、文書管理の徹底で解決する問題でもなく、なぜこのような文書管理が行われたのかという目的・意図を問題にせざるを得ないこととなります。

### **(2) 2013 年度より前の招待者名簿の扱いも明らかにする必要がある**

桜を見る会は 2011、2012 年度は開催されていませんが準備がされていたと思われ（推薦者名簿が存在する）、招待者名簿は作成されていたと思われ。また、2010 年度は開催されており、1 年保存だとすると 2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までが保存期間となります。したがって、この年度の招待者名簿から少なくとも 2011 年 4 月 1

日施行の公文書管理法の適用を受けて廃棄に当たって協議・同意が必要です。さらに2010年度以前の招待者名簿の保存期間が1年より長かった場合は3年保存ということになるので、もっとさかのぼって記録があることとなります。しかし、2013年度よりさかのぼって招待者名簿がどのように管理簿、移管・廃棄簿上扱われているのかは明らかにされていません。移管・廃棄簿は2018年4月日より前は30年保存、以降は移管文書となっており、公文書管理法施行以降に作成されたものは保存されており、過去にさかのぼってどうであったのかは確認可能ですから、もっとさかのぼって移管・廃棄簿への記載の有無を確認して明らかにすべきです。

### **(3)2017年度招待者名簿がいつ廃棄されたのか**

管理簿未登録とされている2013～2017年度の招待者名簿は1年保存だったとこれまで内閣府は説明してきました。2017年度分の招待者名簿は、保存期間の起算が2018年4月1日からであり、満了が2019年3月31日となるはずですので、2019年4月時点ではまだ残っていた可能性があります。内閣府が、2018年度末で保存期間満了により廃棄とした行政文書ファイル等をいつまとめて廃棄処理に出したのかということも、明らかにされる必要があります。通常廃棄処理時期と異なる時期・方法で招待者名簿を廃棄したとするならば、なぜそのような扱いになったのかも明らかにされる必要があります。

### **(4)そもそも招待者名簿は1年未満保存であったのかという問題**

2017年度以前の招待者名簿は、管理簿、移管・廃棄簿への登録がない以上は、そもそも保存期間が何年間であったのかというエビデンスがない状態です。内閣府は2018年4月1日以降に招待者名簿が1年未満の保存期間になったとしています。これは管理簿に登録がないことから後づけてのことが疑われる状況です。

すでに当法人で問題提起しているところですが、内閣府が桜を見る会の招待者名簿を1年未満とする根拠として示す内閣府人事課の保存期間表の該当部分は2019年10月28日以降に適用されるものとして書き替えられたものであり、それ以前の保存期間表該当部分は「招待者名簿」が含まれるかどうかは必ずしも明らかではありません。招待者名簿を過去において管理簿に登録していなかったとすると、過去の例にならって2018・2019年度分の招待者名簿は管理簿に登録せず、2019年5月以降に問題になった時点で公文書管理法とのつじつまを合わせるために、1年未満の保存期間としてそれとわかるように保存期間表を書き換えたことが疑われます。

以上のことから、管理簿、移管・廃棄簿未登録問題は、「文書管理の徹底」ということで済まされる問題ではなく、①招待者名簿の管理そのものが違法な状態であったこと、②その結果、違法に勝手に廃棄されていたという問題であること、③これまで明らかになった事実だけでは不明な点が多く残っている問題であるので、引き続き明確な根拠に

基づく説明政府には求めます。

また、管理簿への未登録は違法な行政文書ファイル等の廃棄を意味していることを踏まえて、登録漏れによる廃棄事案が発生していないか政府全体で監察を行い、適切な対応をとることを求めます。

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 14-7 芝本マンション 403

TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944 E-Mail [icj@clearing-house.org](mailto:icj@clearing-house.org)